

(電子メール施行)
こ 第 1 0 1 4 号
令和 2 年 4 月 7 日

各市町保育所・認定こども園担当部(局)長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長

「緊急事態宣言」発令に係る保育所等の対応について

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応等については、随時、国通知によりお知らせしておりますが、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県インフルエンザ等対策行動計画に基づき感染拡大防止に向けた取り組みを進めるため、同法第 45 条第 1 項の規定に基づき、保育所等における令和 2 年 4 月 7 日から 5 月 6 日までの間の対応方針について、下記のとおりお示いたします。

なお、地域の感染状況等を踏まえ、保育を縮小して実施又は全部休園を実施や検討する場合には当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 感染防止対策を厳重に徹底した上で、保育サービス等の事業の継続を要請
- 2 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請
- 3 保育所・認定こども園においては、電話での育児・健康相談等を実施する等在宅での保育の支援を要請

(担当) こども政策課 茅嶋 今村 電話：078-362-3215 FAX：078-362-3011
--